

令和元年度

男女共同参画の推進に関する年次報告

宇都宮市

## 男女共同参画の推進に関する年次報告について

宇都宮市男女共同参画推進条例 第15条（年次報告）において、「市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。」と定められていることから、市の施策情報を積極的に公表し、広く市民に男女共同参画に関する理解と施策について協力を求めるため、「男女共同参画行動計画」の進捗状況を報告するものです。

本書においては、「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」に掲げた3つの基本目標ごとに、令和元年度の施策・事業の進捗状況についてまとめたものです。

# 目 次

第1部「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」の概要	1
第2部「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」成果指標一覧	7
第3部「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」計上事業の進捗状況	8
1 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革	8
施策の方向1 男女共同参画意識を实践・行動に繋げるための教育・啓発の推進	8
施策の方向2 男性を中心とした意識変革による固定的性別役割分担や慣行の見直し	9
2 基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進	10
施策の方向3 雇用の場における女性の活躍の推進	10
施策の方向4 地域・社会における男女共同参画の推進	12
施策の方向5 意思決定過程における男女共同参画の推進	13
3 基本目標Ⅲ 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備	15
施策の方向6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	15
施策の方向7 性に対する理解促進と性差に応じた健康支援	16
4 令和2年度男女共同参画の推進に関するまとめ	18
参考資料	
・ 宇都宮市男女共同参画推進条例	19
・ 宇都宮市男女共同参画推進条例施行規則	24

## ◆ 第1部

# 「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」の概要

## 計画の期間

2018（平成30）年度から2022（令和4）年度までの5年間です。

## 基本理念

宇都宮市男女共同参画推進条例第3条に規定する基本理念を、本計画の基本理念とします。

- ① 男女の個人としての尊厳の尊重
- ② 性別役割分担を反映した慣行にとらわれない活動の自由な選択
- ③ 方針の立案及び決定への参画機会の確保
- ④ 家庭生活における活動と他の活動との両立
- ⑤ 男女の生涯にわたる健康の確保
- ⑥ 国際社会における動向の留意と協調

## 目指すべき姿

一人ひとりが尊重され、多様な選択を可能にし、  
個性と能力を十分に発揮できる社会

### <一人ひとりが尊重され>

一人ひとりの個性や能力、身体的特性を認め合い、互いの人権や意見・考え方を尊重する社会

### <多様な選択を可能にし>

誰もが、自分の意思で生き方、働き方を選択できる社会

### <個性と能力を十分に発揮できる>

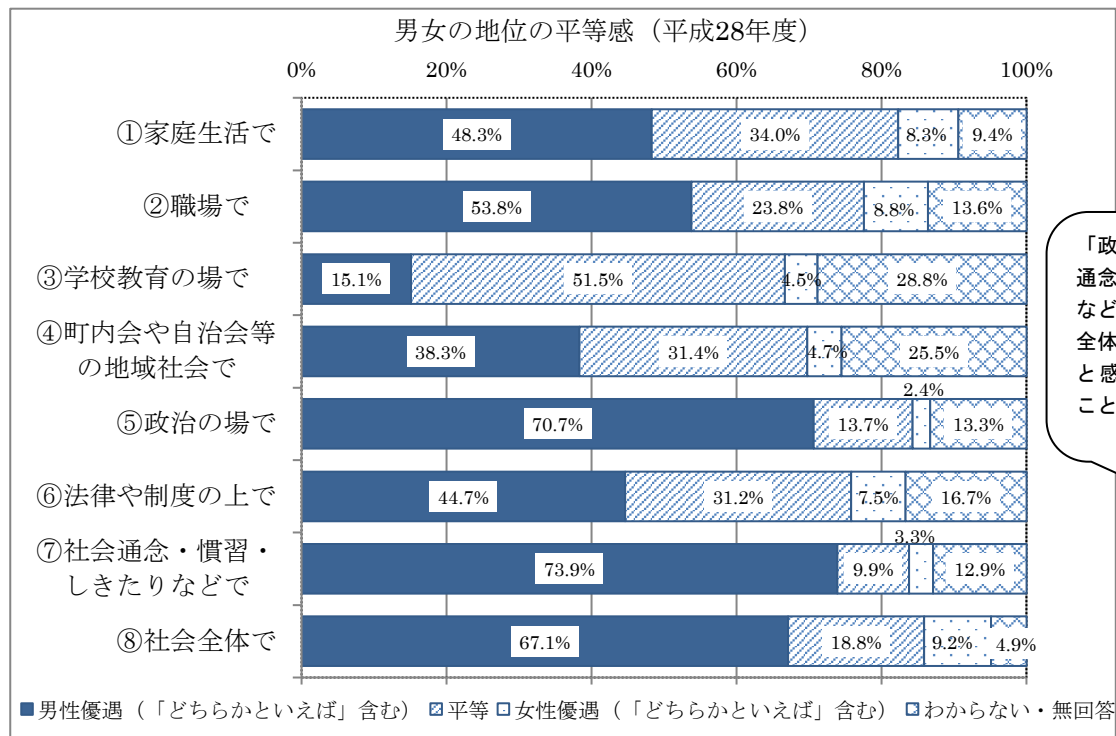
あらゆる分野において、生き生きとその個性と能力を発揮し、活躍することができる社会を目指します。

# 1 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革

「男女共同参画社会」を実現するためには、固定的性別役割分担に捉われず、多様な生き方を認め合い、正しい理解と認識を深め、男女共同参画の視点を持ちながら、行動することが大切です。

このため、さまざまな機会を捉えながら男女共同参画を実践・行動に繋げるための教育・啓発の推進に取り組むとともに、固定的性別役割分担や慣行の見直しなどを推進します。

特に、本市の課題として、男性の固定的性別役割分担意識の解消が必要であることから、男性自身の意識の変革による家庭参画の促進などに取り組みます。



「政治の場」や「社会通念・慣習・しきたり」をはじめ、「社会全体」で、「男性優遇」と感じる市民が多いことが分かります。



出典) 宇都宮市

## 具体的な推進事業

### ■男女共同参画の教育の推進

- ・男女共同参画をテーマに、幅広い世代を対象にした講演や講座を開催します。
- ・学生のキャリア形成に繋がる教育支援を実施します。

### ■男女共同参画についての広報・啓発活動

- ・男女共同参画推進月間や週間において、集中的・重点的に広報・啓発事業を展開します。
- ・広報紙や Facebook などの各種媒体を活用し、市民に広く周知・啓発します。

### ■男性自身の意識の変革による家庭参画の促進

- ・仕事中心の生活意識の変革を促し、男性の家庭参画に繋がる講座等を実施します。

### ■男性シニア層を中心とした固定的性別役割分担の解消

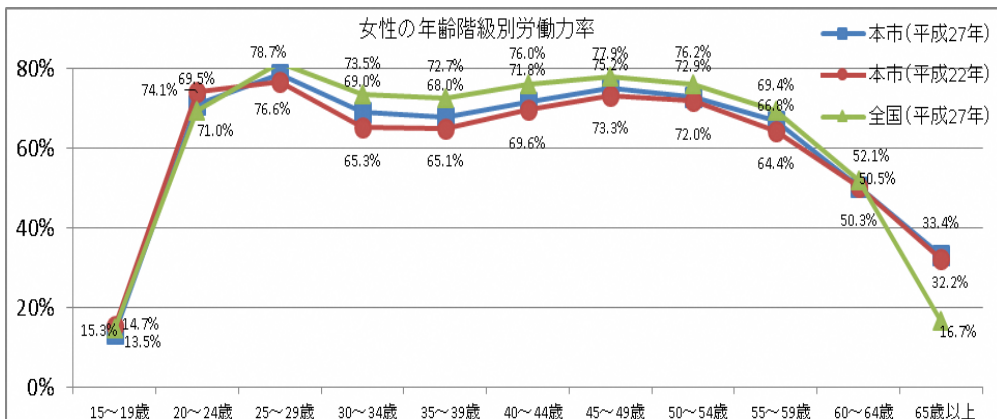
- ・男性シニア層を中心に、男女共同参画意識の高揚を図るための講演や講座を実施します。

## 2 さまざまな分野における男女共同参画の推進

「さまざまな分野における男女共同参画」を実現するためには、個々のワーク・ライフ・バランスが図られ政策方針決定過程への女性の参画など、男女が社会の対等な構成員として、特定の分野に固執することなく、男女がともに活躍できる分野を拡げることが必要です。

このため、結婚・出産・育児における女性の就業継続支援や子育て後の再就職支援など「雇用の場における女性の活躍」を推進するほか、地域社会が抱える課題の解決には、男女双方の視点を踏まえた対応が不可欠であることから、「地域・社会における男女共同参画」を推進します。

また、「意思決定過程における男女共同参画」の推進に向けて、審議会等への女性の登用促進や人材の発掘・育成、男女共同参画推進団体等と連携による施策等を展開します。



宇都宮市(女性)の労働力率は、子育て期の30歳代に低下する「M字曲線」を描き、5年前に比べ増加が見られるものの、「全国平均」と比べ、離職する割合が高いことが分かります。



出典) 総務省「国勢調査」

### 具体的な推進事業

#### ■女性の活躍に向けた人材育成支援

- ・女性のキャリア形成支援に繋がる講演や講座を開催します。

#### ■仕事と子育てや介護等との両立支援

- ・保育所や認定子ども園の整備促進、宮っ子ステーション事業の充実を図ります。
- ・介護保険事業や家族介護教室などを実施します。

#### ■働きやすい職場環境整備に向けた支援

- ・働きやすい職場環境づくりなどを支援するため、中小企業に対し、コンサルタント派遣等を行います。

#### ■女性のチャレンジへの支援

- ・女性の起業講座や再就職マッチング事業、学び直しの支援事業を実施します。

#### ■地域における男女共同参画の推進

- ・防災活動や災害発生時における男女共同参画の推進を図ります。

#### ■市の政策・方針決定過程における女性の登用促進

- ・審議会・委員会等への女性の登用促進を図ります。

#### ■自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画促進

- ・管理職・役員等への女性の登用促進に向けて、周知・啓発を行います。

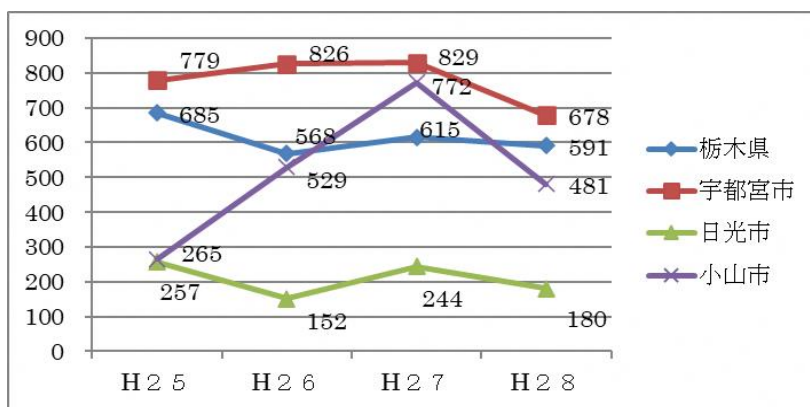
### 3 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備

「人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備」に向けて、男女が個人としての人権を尊重し、互いの身体的特性を理解し合うことが必要です。

このため、配偶者や恋人からの暴力、若年女性層への性犯罪など、男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向け、相談から自立に向けた切れ目ない支援に取り組むとともに、被害者や加害者にならないための啓発に取り組みます。

また、男女が互いの身体的特性を十分に理解し合い、人権を尊重し、思いやりをもって生きていくことができるよう、性や健康に関する正しい知識や情報を提供し、性差やライフステージに応じた理解促進と健康支援に取り組みます。

栃木県内4ヶ所の配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数



出典) とちぎ男女共同参画センター調べ(平成29年4月)

## 具体的な推進事業

### ■配偶者や恋人からの暴力対策の推進

- ・DVの未然防止対策、相談体制の充実、被害者の安全確保、被害者の自立支援体制づくりなど、総合的・一体的なDV対策を推進します。
- ※具体的な推進事業は、「第2次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」(平成25年度策定、平成30年度第3次基本計画を策定予定)に基づき実施します。

### ■女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止

- ・性暴力、ストーカー被害等の女性に対する暴力被害の未然防止啓発に取り組めます。

### ■性についての理解促進

- ・「性教育サポート事業」の実施など、若者への性教育を実施します。
- ・市のホームページ等の各種媒体を活用し、LGBTに関する正しい情報提供や理解促進に取り組めます。

### ■性差に応じた健康支援

- ・男女がともに身体的特性について正しく理解し合い、生涯を通じて健康を享受できるよう、性差に応じた健康支援講座を実施します。
- ・女性の健康週間イベントをはじめとした女性の健康力アップ事業の実施や、がん検診、妊婦健康診査、不妊に悩む人への支援等を実施します。

# 計画を推進するために

## 1 市民・事業者・関係団体等との協働

行動計画の施策・事業を進めるにあたっては、市民・事業者・男女共同参画推進団体等と連携・協働により、積極的に進めます。

## 2 男女共同参画推進センター「アコール」を中核とした男女共同参画の推進

男女共同参画推進の拠点として、以下の4つの機能のもと、関係機関・団体等と連携し、各種事業を行います。

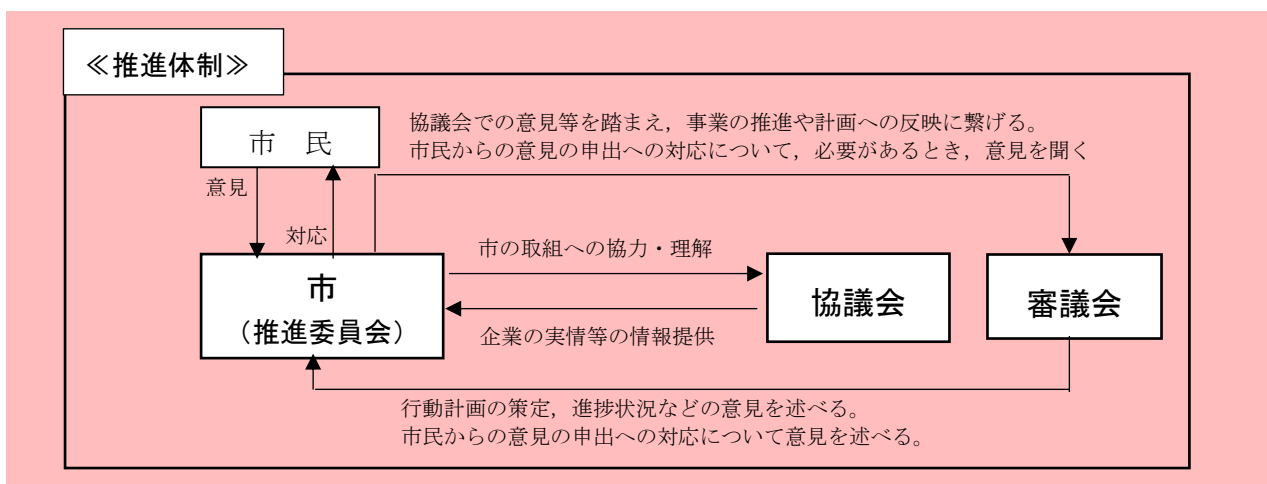
- ① 学習・研修 講座や講演会，研修会を開催します。
- ② 相談支援 男女共同参画に関する相談・指導を行います。
- ③ 交流・市民活動支援 市民，事業者，民間団体等の支援や人材育成に取り組み，各主体の交流を促進します。
- ④ 情報収集・提供 男女共同参画に関する情報の収集と提供を行います。

平成29年度、市民により親しまれるセンターを目指し、「アコール」という愛称が名付けられました。フランス語で「和音」を意味し、一人ひとりの多様な個性が寄り添い、重なり合って、相乗効果をもたらしながら、新たなハーモニーを醸成していくイメージを、男女共同参画社会に向けた思いにつなげたものです。



## 3 庁内外の総合的な推進体制

- (1) 庁内関係部署から成る「宇都宮市男女共同参画推進委員会」の設置
  - ・行動計画の策定及び推進，その他男女共同参画に関する施策等について検討します。
- (2) 外部有識者から成る「宇都宮市男女共同参画審議会」の設置
  - ・行動計画の策定又は変更，進捗状況や男女共同参画の推進に関する事項に対し，意見を述べます。
- (3) 行政，関係機関・団体等から成る「(仮称)宇都宮市女性活躍推進協議会」の設置
  - ・本市における女性活躍推進に関する取組を効果的かつ円滑に推進していくため，地域における様々なネットワークを形成し，地域の実情を踏まえた女性活躍の取組について協議を行います。



## 4 計画の進行管理を行い、毎年、公表

「宇都宮市男女共同参画推進条例」第15条に基づき、毎年、年次報告を作成し、行動計画の進捗状況を公表します。

## 5 男女共同参画の更なる推進に向けて、調査研究を実施

男女共同参画を取り巻く課題を的確に捉え、新たな施策に取り組むためにも、国際社会や国・県の動向などに留意・協調しつつ、男女共同参画に関する調査・研究に取り組みます。



# 計画の体系

●印は重点施策

★印は女性活躍推進法対応

## 基本目標

## 施策の方向

## 施策

### 基本目標Ⅰ

男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革

1 男女共同参画を实践・行動に繋げるための教育・啓発の推進

男女共同参画の教育の推進

男女共同参画についての広報・啓発活動

2 男性を中心とした意識変革による固定的性別役割分担や慣行の見直し

男性自身の意識変革による家庭参画の促進●★

男性シニア層を中心とした固定的性別役割分担の解消

### 基本目標Ⅱ

さまざまな分野における男女共同参画の推進

3 雇用の場における女性の活躍の推進

女性の活躍に向けた人材育成支援★

仕事と子育てや介護等との両立支援●★

働きやすい職場環境整備に向けた支援●★

4 地域・社会における男女共同参画の推進

女性のチャレンジへの支援●★

地域における男女共同参画の推進

5 意思決定過程における男女共同参画の推進

市の政策・方針決定過程における女性の登用促進●★

自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画促進★

### 基本目標Ⅲ

人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備

6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

配偶者や恋人からの暴力対策の推進（DV対策基本計画）●

女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止

7 性に対する理解促進と性差に応じた健康支援

性についての理解促進

性差に応じた健康支援

# ◆ 第2部

## 「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」成果指標一覧

### 1 評価基準について

評価の基準については行政評価の基準を踏まえ、下記のとおりとする。

- ・ 目標値に対する進捗率が、100%以上 : A 達成している
- ・ 目標値に対する進捗率が、70%以上100%未満 : B 概ね達成している
- ・ 目標値に対する進捗率が、70%未満 : C 達成していない

### 2 「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」成果指標一覧

基本目標	施策の方向	成果指標						
		指標	実績値の把握方法	基準値	実績値		目標値	
				H28年度	H30年度	R1年度	評価	R4年度
I 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の变革	1 男女共同参画を实践・行動に繋げるための教育・啓発の推進	①男女の家事・育児・介護時間の割合(男:女)	宇都宮市「男女共同参画に関する市民意識調査」(※1)	—	1:5 「市政に関する世論調査」(H30)	1:4 「市政に関する世論調査」(R1)	A	1:4
	2 男性を中心とした意識变革による固定的性別役割分担や慣行の見直し	②「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に肯定的な市民の割合	宇都宮市「市政に関する世論調査」	7.2%	4.6%	4.8%	A	5.0%
II さまざまな分野における男女共同参画の推進	3 雇用の場における女性の活躍の推進	③女性の就業率(25~44歳)	「国勢調査」(※1)	60.8% (H27)	—	—	—	62.0%
		④民間企業の管理職に占める女性の割合(課長相当職)	宇都宮市「男女共同参画に関する市民意識調査」(※1)	—	—	—	—	16.0%
		⑤男性の育児休業取得率	宇都宮市「男女共同参画に関する市民意識調査」(※1)	5.8% (H27)	—	—	—	13.0% (R1まで)
	4 地域・社会における男女共同参画の推進	⑥女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定中小企業数	厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」	38企業	61企業	67企業	C	累計 100企業
		⑦社会活動に参加する割合(※2)	宇都宮市「市政に関する世論調査」	30.6%	41.4%	42.1%	C	63.0%
		⑧審議会等委員に占める女性の割合	宇都宮市行政総務課調査	24.6%	24.1%	24.9%	B	30.0%
5 意思決定過程における男女共同参画の推進	⑨本市職員の管理職に占める女性の割合	宇都宮市人事課調査	10.8%	13.8%	15.1%	A	15.0% (R1まで)	
	III 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備	6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	⑩この1年間に配偶者から暴力を受けたことのある女性の割合	宇都宮市「市政に関する世論調査」	18.3% (※3)	4.7%	5.5%	B
7 性に対する理解促進と性差に応じた健康支援		⑪LGBTの言葉の認知度	宇都宮市「市政に関する世論調査」	41.0%	64.5%	50.4%	A	50.0%

※1 「男女共同参画に関する市民意識調査」及び「国勢調査」については、5年に一度の調査のため、R1年度のデータなし。ただし、成果指標①については、進捗を「世論調査」で確認することとし、成果指標③④⑤については、本文中において、参考となる調査結果を参考値として表示している。

※2 PTA、生涯学習、スポーツ、NPO、ボランティア活動など

※3 H28年度は「過去2年間に配偶者や恋人から暴力を受けたことのある女性の割合」

# ◆ 第3部

## 「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」計上事業の進捗状況

第4次男女共同参画行動計画に掲げた3つの基本目標ごとに、施策・事業の進捗状況について、以下のとおり報告します。(詳細は別紙1を参照)

### 1 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革

#### 施策の方向1 男女共同参画意識を实践・行動に繋げるための教育・啓発の推進

学校教育を除く社会の様々な分野においては、依然として男性が優遇されていると感じている市民の割合が高く、男女共同参画社会を実現するためには、引き続き男女共同参画の意義を理解させるとともに、学んだ知識を、実践・行動に繋げていくことが必要です。

このため、男女が社会における対等な構成員であることを理解した上で、一人ひとりが望む生き方を選択し、個性や能力を最大限に発揮しながら自立して生きていけるよう、男女共同参画の必要性について認識を深めるとともに、キャリア形成に繋がる取組を推進していきます。

#### 【成果指標①】 男女の家事・育児・介護時間の割合（男：女）

実績値の把握方法	基準値	実績値		目標値
	H28年度	H30年度	R1年度	R4年度
宇都宮市「男女共同参画に関する市民意識調査」	—	1 : 5 「市政に関する世論調査」(H30)	1 : 4 「市政に関する世論調査」(R1)	1 : 4

#### 【令和元年度の取組状況と課題】

男女共同参画の教育を推進するため、小学生を対象とした「教育出前講座」の実施のほか、実践・行動に繋げるため、中高生や大学生を対象に、自分ごととして考える参加型「デートDV防止出前講座」や、令和元年度は新たに、女子中高生が理系分野への興味・関心を高めるための市内理系大学と連携した「女子学生へのキャリア教育支援」、また、大学生を対象とした仕事と家庭の両立を体験する「仕事と子育て家庭のインターンシップうつのみや事業」を実施した。

成果指標は、「市政に関する世論調査」における「男女の家事時間等の割合」によると、家事や育児、介護にかかる時間の割合は、目標値に達しているが、依然として女性の割合が大きいことから、今後とも、男女が社会における対等な構成員であることを理解し、行動に繋げていくため、引き続き、各年代に応じた取組により、若年層からの継続した教育・啓発を行っていく必要がある。

## 施策の方向 2 男性を中心とした意識変革による固定的性別役割分担や慣行の見直し

市民意識調査によると、性別による固定的な性別役割分担意識は、男性に根強く残っていますが、女性ほど社会の中で男性が優遇されているとは感じていません。しかし、共働き世帯の増加や非婚化、父子家庭の増加などにより、これまで女性中心の問題とされていた介護や育児と仕事の両立は、今後、男性にとっても深刻な問題となり、また、女性の社会参画を促進するうえでも、男性の家庭参画が一層求められています。

このようなことから、男性を中心に、固定的な性別役割分担意識の解消や長時間労働を是とする仕事中心の生活意識の変革を促す取り組みを推進します。

### 【成果指標②】 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に肯定的な市民の割合

実績値の把握方法	基準値	実績値		目標値
	H28年度	H30年度	R1年度	R4年度
宇都宮市「市政に関する世論調査」	7.2%	4.6%	4.8%	5.0%

### 【令和元年度の取組状況と課題】

男性の意識変革による家庭参画の促進や固定的性別役割分担の解消のため、「男性の家庭参画促進講座」や「ママパパ学級」、男性シニア層が関心を持ちやすくなるようオリンピックを題材とした「歴史から学ぶ男女共同参画推進講座」等を実施した。

成果指標では「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に肯定的な市民の割合は、目標値の5%を達成している。しかし、従来の慣行にとらわれず、多様な生き方を認め合うためには、性別に偏りのない職業選択や男性の家庭参画が一層求められることから、引き続き、男性をはじめ広く市民に対し、固定的性別役割分担等に肯定的な市民の割合の減少を目指した意識変革に取り組む必要がある。

### 基本目標 I 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革

#### 今後の取組

- ◆ 引き続き、多くの女子中高生やその保護者・教師が、理系分野への興味関心を高めるための「女子学生へのキャリア教育支援」や、「仕事と子育て家庭のインターンシップうつのみや事業」など、実践・行動に繋げるための取組を実施する。
- ◆ 乳幼児を持つ父親や、将来父親となる独身男性に向けては、「男性の家庭参画促進講座」など、社会情勢や市民ニーズを踏まえた効果的な啓発を行うことにより、固定的性別役割分担意識の解消に取り組む、男女共同参画意識の醸成を図る。

## 2 基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進

### 施策の方向3 雇用の場における女性の活躍の推進

働く女性は増えてきましたが、中途退職する理由として、結婚・出産・育児と仕事の両立が困難という理由が上位を占めており、子育て後の再就業においても、非正規職員である割合が高いなど、キャリアの継続やキャリアアップが難しい状況におかれています。

このため、働き続けることを希望する女性が働き続けられ、持てる才能を活かし活躍できる環境を整えることが必要であり、引き続き保育や介護など福祉サービスの充実を図るとともに、事業所における働き方改革を促進し、仕事と生活の両立が図れる働きやすい職場環境整備に向けた支援に取り組みます。

#### 【成果指標③】 女性の就業率（25～44歳まで）

実績値の把握方法	基準値	実績値		目標値
	H28年度	H30年度	R1年度	R4年度
「国勢調査」	60.8% (H27)	—	—	62.0%
【参考値】※ 全国値 総務省労働力調査	(72.7%)	(76.5%)	(77.7%)	

#### 【成果指標④】 民間企業の管理職に占める女性の割合（課長相当職）

実績値の把握方法	基準値	実績値		目標値
	H28年度	H30年度	R1年度	R4年度
宇都宮市「男女共同参画に関する市民意識調査」	—	—	—	16.0%
【参考値】※ 全国値 賃金構造基本統計調査	(10.3%)	(11.2%)	(11.4%)	

#### 【成果指標⑤】 男性の育児休業取得率

実績値の把握方法	基準値	実績値		目標値
	H28年度	H30年度	R1年度	R4年度
宇都宮市「男女共同参画に関する市民意識調査」	5.8% (H27)	—	—	13.0% (R1まで)
【参考値】 栃木県労働環境等調査	(2.5%)	(4.0%)	(8.9%)	

【成果指標⑥】 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定中小企業数

実績値の把握方法	基準値	実績値		目標値
	H28年度	H30年度	R1年度	R4年度
「女性の活躍推進企業データベース」(厚労省)	38企業	61企業	67企業	累計 100企業

【令和元年度の取組状況と課題】

女性活躍に向けた人材育成支援のため、宇都宮商工会議所と連携した女性のためのキャリアアップ講座等を実施した。

また、仕事と子育てや介護等との両立支援として、待機児童ゼロの継続的な実現を図るための保育サービスの提供や、留守家庭児童の生活の場である「子どもの家等事業」などの地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進、介護離職を予防するための意識啓発講座等を実施した。

働きやすい職場環境整備に向けた支援としては、「ワーク・ライフ・バランス実践ガイドブック」の事業者への配布や、女性の求職者が多い事務的職業を雇用するオフィス企業立地支援などに取り組むほか、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる事業者に対する「男女共同参画推進事業者表彰（きらり大賞）」を実施した。

また、令和元年度では新たに、「一般事業主行動計画策定啓発リーフレット」を作成し、事業者に配布したほか、社会保険労務士を講師とした「出前説明会」を実施するなど、計画策定支援を実施するとともに、大学生を対象とした「仕事と子育て家庭のインターンシップ事業」に取り組んだ。

事業所における従業員の健康づくりの促進においては、令和元年度、新たに、事業所が主体的に健康づくりに取り組めるよう、本市ホームページに「職場における健康づくり応援サイト」を開設するほか、引き続き、「宇都宮市健康づくり事業者表彰」を実施した。

成果指標では、令和元年度は67企業が行動計画を策定し、基準値からは年々増加しているが、目標値には達成していないことから、引き続き、誰もが働きやすい職場環境づくりに向けた支援に取り組むことにより、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の意義・重要性について理解促進を図る必要がある。

## 施策の方向 4 地域・社会における男女共同参画の推進

近年発生した大震災時の対応等に見られるように、地域社会が抱える課題の解決には、その構成員である男女双方の視点を踏まえた対応が不可欠であり、平常時から、地域・社会における男女共同参画を推進していくことは危機管理としても重要といえます。

このようなことから、先進的な事例の紹介や女性が活躍できる場の提供などにより、男女共同参画意識の醸成、地域社会における活躍を促す事業を展開します。

また、様々な理由により、働く意欲をもちながら就業していない女性が活躍できるよう、ライフスタイルにあった働き方につながる支援に取り組みます。

### 【成果指標⑦】 女性の社会活動に参加する割合

(※ PTA、生涯学習、スポーツ、NPO、ボランティア活動など)

実績値の把握方法	基準値	実績値		目標値
	H28年度	H30年度	R1年度	R4年度
宇都宮市「市政に関する世論調査」	30.6%	41.4%	42.1%	63.0%

### 【令和元年度の取組状況と課題】

女性のチャレンジへの支援として、女性向けの就職情報の提供や、女性の起業を支援する「プチ起業講座」や、「女性チャレンジショップ」などを実施した。

地域における男女共同参画の推進としては、男女共同参画推進団体と連携した「市民企画講座」を実施するほか、防災活動や災害時における女性等に配慮した避難所運営について、令和元年度作成の「宇都宮市避難所開設・運営ガイドライン」に明記した。また、新たに、まちづくり活動への参加者の増加や活性化を図るため、スマートフォンを活用し情報発信を行う「まちづくり活動応援事業」を実施するほか、地域における男女共同参画推進に向けた取組事例集を作成した。

成果指標では、「社会活動に参加する割合」は42.1%と増加傾向にあるが、目標値に達していない。地域・社会における男女共同参画を推進するためには、女性の積極的な参加を促すことが必要であることから、関係機関や団体と連携を図りながら、活動参加のきっかけづくりの取組の充実・強化が必要である。

## 施策の方向5 意思決定過程における男女共同参画の推進

誰にとっても生きやすく住みやすい社会の実現のためには、男女が社会における対等な構成員として意思決定過程に参画することが求められます。

こうしたなか、本市においては、審議会等の行政組織や地域組織等において意思決定に関わる委員や役員など、女性の比率が全国と比べても低いことから、審議会・委員会等の委員や、自営の商工業や農業・林業従事者においても役員等への女性の登用促進が求められています。このため、意思決定過程に参画し、活躍できる人材の発掘・育成に努めるとともに、積極的に女性を推薦できる仕組みについて検討していきます。

### 【成果指標⑧】 審議会等委員に占める女性の割合

実績値の把握方法	基準値	実績値		目標値
	H28年度	H30年度	R1年度	R4年度
宇都宮市行政総務課調査	24.6%	24.1%	24.9%	30.0%

### 【成果指標⑨】 本市職員の管理職に占める女性の割合

実績値の把握方法	基準値	実績値		目標値
	H28年度	H30年度	R1年度	R4年度
宇都宮市人事課調査	10.8%	13.8%	15.1%	15.0% (R1まで)

### 【令和元年度の実施状況と課題】

意思決定過程や地域等における女性の参画推進として、経営者や管理職向けの「働き方マネジメント講座」等を実施した。また、本市女性職員に向けては、研修等の実施により、キャリアアップ、キャリア支援に取り組んだ。

成果指標では、審議会等委員に占める女性の割合はほぼ横ばいのため、今後も審議会等における女性の割合を増加させることにより、男女がともに政策や方針などの意思決定の場に参画できるよう、啓発講座の実施や情報誌の配布を通じて、職場や地域、団体等で活躍する女性リーダーの育成に取り組む必要がある。また、本市職員の管理職に占める割合は15.1%と目標値に達しているが、さらなる女性の参画推進を図るため、引き続きキャリアアップ、キャリア支援に取り組む必要がある。



## 基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進

### 今後の取組

- ◆ 市民に対しては、仕事・子育て・介護等との両立支援や女性活躍の推進を図るため、引き続き、大学生を対象とした「仕事と子育て家庭のインターンシップ事業」を実施するとともに、令和2年度は、新たに、男女ともに働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる企業の経営者等の考え方などを聞き、意見交換することで、本市で就業することの魅力を知るための「学生と女性活躍推進に取り組む経営者等との交流会」を実施することにより、女性の就業継続意識の醸成を図っていく。
- ◆ 事業者に対しては、「一般事業主行動計画策定啓発リーフレット」の活用や、社会保険労務士による出前説明会等を実施し、行動計画の策定促進を図るとともに、誰もが働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む事業者を「きらり大賞」として表彰し、その好事例を広く効果的な手法で発信することにより、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍に取り組む事業者の増加を促進する。
- ◆ 社会や地域における男女共同参画の推進については、働く意欲を持ちながら就業していない女性が活躍できるよう、ライフスタイルに合った多様な働き方に繋がる講座の実施など、女性のチャレンジへの支援を行っていくとともに、「宇都宮市避難所開設・運営ガイドライン」に係る説明会や出前講座等を実施し、災害時における男女共同参画の推進を図る。
- ◆ 意思決定過程における女性の登用促進を図るため、審議会等への女性登用の働きかけを継続して行っていくほか、企業や地域、団体等と協力・連携しながら、女性のためのリーダー育成講座等の事業を実施するとともに、情報誌等を活用し、様々な地域や分野で活躍する女性を紹介するなど、効果的な啓発にも取り組んでいく。

### 3 基本目標Ⅲ 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備

#### 施策の方向6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

本市においては、DV対策に早期に取り組み、継続的な啓発により市民の認知度も高まり、未然防止から被害者の支援までのしくみは整備されましたが、被害を受けながら、だれにも相談せず我慢している女性もいることから、相談窓口のさらなる周知を図るとともに、引き続き、相談から自立に向けた切れ目ない支援に取り組んでいく必要があります。

一方、近年、特に、若年層の被害が目立ってきている、SNSを通じた性暴力・性犯罪については、問題認識や、被害者に対する相談支援についての周知が十分とは言えない状況にあることから、若者やその保護者を対象とする性暴力・性犯罪に対する認識を高め、被害者や加害者にならないための啓発に取り組んでいきます。

#### 【成果指標⑩】 この1年間に配偶者から暴力を受けたことのある女性の割合

(※ H28は「過去2年間に配偶者や恋人から暴力を受けたことのある女性の割合」)

実績値の把握方法	基準値	実績値		目標値
	H28年度	H30年度	R1年度	R4年度
宇都宮市「市政に関する世論調査」	18.3% (※過去2年間)	4.7%	5.5%	0%に近づける

#### 【令和元年度の取組状況と課題】

配偶者や恋人からの暴力対策として、民生委員・児童委員等へのDV理解促進出前講座等を実施したほか、令和元年度は新たに、大学等における参加型DV防止啓発事業を実施し、DVについての理解や未然防止のための周知啓発に取り組んだ。また、被害者に対し、令和元年度は新たに、地域ボランティアを活用した啓発活動や、窓口における職員の支援を必要としていることを知らせる「パープルカード」の作成など、関係部署等との連携も図りながら、被害者やその子どもの自立支援に取り組んだ。

性暴力・性犯罪被害等の未然防止としては、女子高生（JK）など児童の性を売り物とするいわゆるJKビジネス等の青少年の性的被害未然防止のため、青少年自立支援センターにおいて、中高生の保護者等にチラシを配布し、啓発を行ったほか、SNSを通じた被害の未然防止のため、小中学校において、ネットいじめ等パトロールやスマホの使用に係る出前講座などを行った。

成果指標では、「この1年間に配偶者からの暴力を受けたことのある女性の割合」は5.5%と、微増している。DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることから、引き続き、民間支援団体と連携し、講座等を通して理解促進や未然防止を図るとともに、被害者が日常生活に戻れるための支援が必要である。また、配偶者からの暴力は子どもに対する暴力との密接な関係が指摘されることから、「宇都宮市虐待・DV対策連携会議」による関係機関等との更なる連携強化に努める必要がある。

男女共同参画社会を実現し、全ての人が個性を生かし能力を発揮していくためには、健康であること、そして、互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重し、思いやりをもって生きていくことが前提といえます。

特に女性は、妊娠・出産や女性特有の疾患等、ライフステージにおいて留意すべき点もあるなど、それぞれの性差に応じた健康管理に十分配慮する必要があります。

このため、自分の性について理解し、性と健康を守る自己決定能力を高めるとともに、他者についても理解し、尊重しあえるよう、性や健康に関する正しい知識や情報を提供し、性差やライフステージに応じた理解促進と健康支援に取り組んでいきます。

【成果指標⑪】 L G B Tの言葉の認知度

実績値の把握方法	基準値	実績値		目標値
	H 2 8 年度	H 3 0 年度	R 1 年度	R 4 年度
宇都宮市「市政に関する世論調査」	4 1 . 0 %	6 4 . 5 %	5 0 . 4 %	5 0 . 0 %

【令和元年度の取組状況と課題】

多様な性に対する取組として、一人ひとりが尊重されるよう、L G B Tの理解促進のための小学生向けリーフレットを作成したほか、小中学校長会議や人権教育主任研修会において、児童生徒への対応についての理解促進を行った。また、市民に対しては、人権に関するイベント等における周知啓発のほか、市有施設における多目的トイレにおいて、性別に関わりなく使用できる旨の表示を行った。令和元年度は新たに、多様な性について理解を深めるため、市民向け啓発講座及び本市職員向け研修を実施した。

性差に応じた健康支援としては、妊産婦の健康診査や産後ケア事業の実施のほか、こころの健康づくり対策にも取り組んだ。

成果指標では、L G B Tの言葉の認知度は5 0 . 4 %と目標値に達している。平成3 0年度の認知度より低くなっているが、平成3 0年度の認知度の高さについては、この年のL G B Tという言葉のメディアへの露出が多かったことなど、認知度にも影響したと考えられる。今後も多様な性に対する理解の定着を図るため、継続した周知啓発活動が必要である。

### 基本目標Ⅲ 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備

#### 今後の取組

- ◆ 引き続き、地域ボランティアの活用や、出前講座の実施により、DVの未然防止対策に取り組むとともに、相談員の専門性の向上を図る研修を行うなど、相談体制の充実を図っていく。また、DVや虐待の関係機関等との連携や情報共有を図るほか、「パープルカード」の活用による、被害者とその子どもを支援する取組を効果的に推進する。
- ◆ DV被害者に対しては、関係機関等との連携による安全確保を行うほか、被害者の自立を促進するため、民間支援団体と連携し、ニーズに応じた就労支援に取り組むとともに、被害者とその子どもの心身の健康を取り戻すための支援やイベント等を実施する。
- ◆ LGBTへの理解促進を図るため、当事者支援団体等との定期的な意見交換をしながら、効果的な手法を検討するとともに、市民を対象とした啓発講座の実施や本市職員を対象とした研修の実施に取り組んでいく。
- ◆ 性差に応じた健康への理解促進を図るために、関係機関と連携しながら、興味・関心の高いテーマにするなど、内容をさらに充実させた健康講座を実施する。

## 4 令和2年度男女共同参画の推進に関するまとめ

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、雇用状況の悪化や、外出自粛や休業要請から起こる生活不安、ストレスによるDV被害の増加や潜在化など、女性がより深刻な影響を受けることが懸念されている。また、テレワークが急速に普及するなど、すべての人にとって、多様で柔軟な働き方に関する新たな可能性がもたらされている。さらに、令和元年は、台風19号などにより、各地で大きな災害が発生したことから、市民の防災への意識が高まっている。

このようなことから、「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」に基づく施策の着実な推進はもとより、これらの状況を踏まえ、女性の就業支援のほか、男性の家庭参画促進や、仕事と育児等の両立支援、DV防止など人権への理解促進に重点的に取り組むとともに、多様で柔軟な働き方を推進するため、引き続き企業への啓発・働きかけや、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー等を実施する。また、男女共同参画の視点を取り入れた防災施策の推進に取り組む。

事業の実施に当たっては、十分な感染症対策を講じるとともに、ICTを活用したオンライン講座の実施等についても検討し、地域・社会における男女共同参画の推進や、ワーク・ライフ・バランスの充実に向けた取組を推進していく。

## ◆ 参考資料

### ○宇都宮市男女共同参画推進条例

平成15年6月27日

条例第29号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約をはじめとした国際的な取組と連動して進められ、男女共同参画社会基本法などの法律や制度が整備されてきた。

宇都宮市においては、国内外の動向を考慮しつつ、本市の実情に応じた男女共同参画に関する様々な施策を積極的に展開してきた。

しかしながら、社会的又は文化的に形成された性別によって役割分担を固定的にとらえる考え方が依然として存在し、多くの市民が社会における男女間の不平等を感じている状況があり、さらに、配偶者等への暴力的行為など解決しなければならない課題が未だに残されている。

このような状況の中、少子高齢社会の到来、国際化及び高度情報化の急速な進展等社会経済情勢の急激な変化に的確に対応し、誰もが生き生きと安心して暮らすことのできる豊かで活力に満ちた宇都宮市を築いていくためには、男女が、その違いを画一的に否定することなく、互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が緊要である。

ここに、宇都宮市は、男女共同参画社会の実現を21世紀における市政の重要課題と位置付け、次世代を担う子どもたちに夢と誇りをもって引き継げる都市を築くため、市民、事業者、市が相互に協力し、及び連携し、豊かで活力のある男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、その基本理念を定め、市民、事業者、市等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担を反映した慣行にとらわれることなく、社会のあらゆる分野における活動を自由に選択できるようにすること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力及び社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立して行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、互いの身体的特徴及び性について理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意し、協調して行われること。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条各号に規定する事項（以下「基本理念」という。）にのっとり、社会のあらゆる分野において、それぞれが相互に協力し、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するとともに、市がこの条例に基づき実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するとともに、市がこの条例に基づき実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を策定する責務を有する。

2 市は、前項の施策について、市民及び事業者と相互に協力し、及び連携し、一体となって実施する責務を有する。

(教育関係者の責務)

第7条 学校教育、社会教育その他の教育に携わる者（以下「教育関係者」という。）は、基本理念にのっとり、その教育を行う過程において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

## 第2章 基本的施策

(行動計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、宇都宮市男女共同参画審議会（第23条第1項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

（意識の啓発）

第9条 市は、男女共同参画の推進についての意識の啓発を図るため、家庭、職場、学校、地域等における広報活動の実施、学習の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成）

第10条 市は、男女共同参画の推進を率先して行う人材を育成するため、研修の実施、講座の開設その他の必要な措置を講ずるものとする。

（活動の支援）

第11条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）による男女共同参画の推進についての自主的な活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（体制の整備等）

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民、事業者又は民間団体による男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、拠点となる施設の整備に努めるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、常に関係行政機関及び関係団体と緊密に連携し、及び協力するよう努めるものとする。

（施策に関する意見の申出への対応）

第13条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、意見の申出を受けたときは、適切に対応するよう努めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出への対応に当たり、審議会の意見を聴くものとする。

（積極的改善措置）

第14条 市は、市における政策の立案若しくは決定又は施策の実施に当たって、参画の機会に係る男女間の格差の改善を図る必要があると認めるときは、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する措置（以下「積極的改善措置」という。）を講ずるよう努めるものとする。



2 市長その他の執行機関は、附属機関の委員等を任命し、又は委嘱するときは、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第15条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

(調査研究)

第16条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

### 第3章 各分野での取組等

(家庭での取組等)

第17条 家族を構成する者は、相互の理解の下に、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを円滑に行うことができるよう努めるものとする。

2 市は、前項に規定する家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを円滑に行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(職場での取組等)

第18条 事業者は、事業活動において男女が対等に参画できる機会を確保するよう努めるものとする。

2 事業者は、男女が、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

3 市は、第1項の規定に基づき機会の確保が図られ、及び前項の規定に基づき職場環境の整備が促進されるよう、情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、必要があると認めるときは、事業者に対して、男女共同参画の推進に関する広報及び男女共同参画の状況等の把握について協力を求めるものとする。

(教育分野での取組等)

第19条 教育関係者は、自ら男女共同参画の推進について研さんし、男女共同参画の推進に関する教育、学習その他の活動を通じて、その教育を受ける者の男女共同参画の推進についての関心及び理解が増進するよう努めるものとする。

2 市は、前項の男女共同参画の推進に関する教育、学習その他の活動の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域での取組等)

第20条 地域住民の組織である公共的団体の構成員は、自主的な啓発活動を通じて、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市は、前項の構成員と連携を図りながら、同項の自主的な啓発活動の実施に協力するよう努めるものとする。

## 第4章 性別による権利侵害の禁止等

### (性別による権利侵害の禁止)

第21条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。）を行ってはならない。

3 何人も、その配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対し、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

### (性別による権利侵害等に関する相談への対応)

第22条 市長は、前条各項の規定に違反する行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為について相談を受けたときは、関係機関等と連携して、適切に対応するよう努めるものとする。

## 第5章 宇都宮市男女共同参画審議会

第23条 市に、宇都宮市男女共同参画審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 行動計画の策定又は変更について、第8条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき意見を述べること。

(2) 意見の申出への対応について、第13条第2項の規定に基づき意見を述べること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進について必要な事項を調査審議すること。

3 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

4 審議会の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

5 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

## 第6章 委任

第24条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この条例は、平成15年7月1日から施行する。

○宇都宮市男女共同参画推進条例施行規則

平成15年6月27日

規則第47号

改正 平成24年3月第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市男女共同参画推進条例（平成15年条例第29号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(申出者及び相談者)

第2条 条例第13条第1項の意見の申出（以下「申出」という。）及び条例第22条の相談を行うことができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

(申出及び対応の通知)

第3条 申出は、次に掲げる事項を記載した意見申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 申出を行うものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）並びに電話番号
- (2) 申出の理由
- (3) 申出の概要
- (4) 他の機関への相談等の状況
- (5) 申出の年月日

2 市長は、申出への対応を決定したときは、その内容を申出対応通知書により当該申出を行ったものに通知するものとする。

(委員)

第4条 宇都宮市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民まちづくり部男女共同参画課において処理する。

(平24規則11・一部改正)

(審議会の運営)

第10条 前6条に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(様式)

第11条 この規則に規定する意見申出書等の様式は、別に定める。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第11号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

【MEMO】